

## 宇部市自動販売機設置事業者募集仕様書

### 1 公募物件

物件番号	所在地	設置場所	最大設置面積 (幅×奥行)	設置台数	自動販売機の機種 又は販売品目	担当課
1	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 1階西側通路	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶 (清涼飲料水等)	総務管理課
2	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 1階西側通路	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶 (清涼飲料水等)	総務管理課
3	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 1階西側通路	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶 (清涼飲料水等)	総務管理課
4	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 1階入口付近	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶 (清涼飲料水等)	総務管理課
5	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 1階入口付近	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶 (清涼飲料水等)	総務管理課
6	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 1階入口付近	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶 (清涼飲料水等)	総務管理課
7	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 2階西側通路	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶・ペットボトル (清涼飲料水等)	総務管理課
8	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 2階西側通路	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶・ペットボトル (清涼飲料水等)	総務管理課
9	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 2階入口付近	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶 (清涼飲料水等)	総務管理課
10	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 2階入口付近	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶 (清涼飲料水等)	総務管理課
11	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 3階西側通路	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶 (清涼飲料水等)	総務管理課
12	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 3階西側通路	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶 (清涼飲料水等)	総務管理課
13	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 3階東側通路	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶 (清涼飲料水等)	総務管理課
14	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 3階東側通路	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶 (清涼飲料水等)	総務管理課
15	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 4階東側通路	120cm×80cm 0.96㎡	1台	紙パック (清涼飲料水等)	総務管理課
16	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 4階西側通路	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶・ペットボトル (清涼飲料水等)	総務管理課
17	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 4階西側通路	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶・ペットボトル (清涼飲料水等)	総務管理課
18	宇部市常盤町一丁目 7番1号	市役所本庁舎 4階リフレッシュルーム	206cm×84cm 1.7㎡	1台	食料品 (コンビニ)	総務管理課
19	宇部市港町一丁目 11番30号	市役所港町庁舎 玄関横	120cm×80cm 0.96㎡	1台	びん・缶 (清涼飲料水等)	総務管理課

※設置場所については、別紙「設置位置図」を参照してください。

## 2 貸付期間

令和4年5月1日から令和5年3月31日まで（4年を限度に契約の更新あり）（最長5年間）

## 3 販売品目の条件

次に示す販売品目の条件を満たすこと。

物件番号	販売品目の条件
1	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルは不可とする。
2	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルは不可とする。
3	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルは不可とする。
4	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルは不可とする。
5	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルは不可とする。
6	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルは不可とする。
7	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶、ペットボトル）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルはお茶、水、スポーツドリンクのみとする。
8	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶、ペットボトル）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルはお茶、水、スポーツドリンクのみとする。
9	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルは不可とする。
10	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルは不可とする。
11	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルは不可とする。
12	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルは不可とする。
13	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルは不可とする。
14	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルは不可とする。
15	販売する商品は、密閉式の容器（紙パック）とし、お茶、子ども向け飲料、ジュース類を含むこと。

物件番号	販売品目の条件
16	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶、ペットボトル）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルはお茶、水、スポーツドリンクのみとする。
17	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶、ペットボトル）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルはお茶、水、スポーツドリンクのみとする。
18	販売する商品は、おにぎり、サンドイッチ、パン、お菓子、栄養バランス食品、カップラーメンを含むこと。
19	販売する商品は、密閉式の容器（びん、缶）とし、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。ペットボトルは不可とする。

#### 4 自動販売機の規格等

- (1) 外観色は公序良俗に反しないものであること。
- (2) 可能な限りユニバーサルデザイン及び省エネタイプであること。
- (3) 転倒防止対策を施すこと。

#### 5 貸付料率

貸付料率は、各自動販売機の売上額（消費税等含む）の10.0パーセント以上とする。

#### 6 参考

##### (1) 市役所新本庁舎

- ア 職員数 約1000人
- イ 本庁舎内自動販売機設置台数  
1階6台、2階4台、3階4台、4階4台 計18台
- ウ 販売手数料実績 新規につき実績なし

##### ※ 市役所旧本庁舎（物件番号1～6）

- ア 職員数  
約690人
- イ 本庁舎内自動販売機設置数  
1階4台、2階2台（計6台）
- ウ 販売手数料実績（R2.4～R3.3）
  - 465,923円（売上げの44.6パーセント（物件番号1：本庁舎1階西側通路））
  - 165,410円（売上げの50.8パーセント（物件番号2：本庁舎1階西側通路））
  - 668,400円（売上げの38.1パーセント（物件番号3：本庁舎1階西側通路））
  - 269,389円（売上げの12.0パーセント（物件番号4：本庁舎1階西側通路））
  - 1,024,547円（売上げの45.5パーセント（物件番号5：本庁舎2階西側通路））
  - 318,117円（売上げの50.2パーセント（物件番号6：本庁舎2階西側通路））

##### (2) 市役所港町庁舎（物件番号19）

- ア 職員数

約60人

イ 自動販売機設置台数

屋外1台 (計1台)

ウ 販売手数料実績 (R2.4~R3.3)

60,096円 (売上げの25.5パーセント (物件番号7))